

国の立法等に係る第三者機関（仮称）設置に関する緊急要望

全国知事会は、地方公共団体の事務に係る国の法令の制定等に際して、地方からの意見を国政に反映させる国と地方の調整システムの確立が必要であるとの見地から、その制度化の方向について検討を行ってきたが、今般、別紙「国の立法等に係る第三者機関（仮称）設置の考え方」のとおり、意見を集約したところである。

政府部内における法令等の協議は、機能を発揮しているものと評価しているところであるが、地方分権の推進が実行段階に入った今、地方公共団体がより一層、自主的・自立的な行政運営を確保出来るよう、併せて、独立・公正な立場から、中立的機関が、新旧法令等について、地方自治の本旨並びに地方分権の基本理念に即して意見を申し出る制度を確立し、制度の充実を図ることが必要である。

国においては、この趣旨を踏まえられ、第三者機関の早期制度化を図られるよう、ここに要望する。

平成12年12月20日

全 国 知 事 会

国の立法等に係る第三者機関（仮称）設置の考え方

1 設置

地方自治の本旨、地方分権の基本理念に即した地方公共団体の自主的・自立的な行政運営を確保するため、国の法令の制定等に際して、必要に応じて、意見を申し出る機関として、国に第三者機関を設置する。

2 所掌事務

第三者機関は、国が地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定等を行うに際し、事前に国の説明を受け、必要に応じて地方の意見を聴取するなどにより調査・審議するとともに、現行法令等についても調査・審議し、それらの結果に基づき、国に対して意見の申し出を行うものとする。

3 国の説明等

国は、地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定等を行う場合、法令案等の決定前に十分な時間的余裕をもって、第三者機関にその内容及び理由を説明しなければならない。

4 資料の提出その他の協力

第三者機関は調査・審議のため、国及び地方公共団体に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合、国及び地方公共団体はこれに協力しなければならない。

5 調査・審議事案の範囲

- (1) 説明を受けた法令の制定等のうち、地方自治の本旨、地方分権の基本理念等からみて、第三者機関が重要と認めるもの。
- (2) 現行法令及びその運用に関し、第三者機関が必要と認めるもの。

6 意見申し出の時期、方法

調査審議の結果、第三者機関が必要と認めるときは、時期を失しないよう速やかに、原則として書面をもって意見申し出るものとする。

7 意見の尊重等

- (1) 国は、第三者機関の意見を尊重しなければならない。
- (2) 国は、第三者機関の意見を受けて講じた措置を、第三者機関に通知しなければならない。

8 構成等

第三者機関の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 委員5名をもって組織する。
- (2) 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- (3) 委員の任期は5年とする。
- (4) 所掌事務のうち専門的な事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

9 事務局

- (1) 第三者機関の事務を処理させるため、独立の事務局を置く。
- (2) 事務局には事務局長のほか、所要の事務職員を置く。

10 その他

地方分権推進計画に基づく施策の実施状況の監視については、将来的にその進捗状況に応じ、第三者機関の業務とするか検討する。